プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第 33 条の規定に基づく再商品化計画の認定を行いました

経済産業省及び環境省は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第 60 号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。）第 33 条の規定に基づき、三重県菰野町及び大阪府堺市から提出のあった再商品化計画の申請について、令和6年3月 29 日付けでそれぞれ第 13 号案件及び第 14 号案件として認定しましたのでお知らせします。

1. 背景

プラスチック資源循環促進法が令和4年4月1日に施行され、同法第 33 条の規定に基づき、市区町村が再商品化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとされています。認定を受けた市区町村は、これまで容器包装リサイクル法において、市区町村と再商品化事業者のそれぞれで行っていた選別、圧縮等の中間処理工程を省略し、認定再商品化計画に基づき、再商品化実施者に再商品化を委託することが可能になります。

2. 再商品化計画の概要について

（1）三重県菰野町

再商品化計画の概要

- ■ 認定を受けた者：三重県菰野町
- ■ 再商品化計画の期間：令和6年4月1日～令和9年3月 31 日
- ■ 再商品化の実施方法（再商品化製品）：マテリアルリサイクル（ペレット化）
- ■ 分別収集物の処分を行う者の名称：三重中央開発株式会社
- ■ 分別収集物を収集しようとする区域：菰野町全域

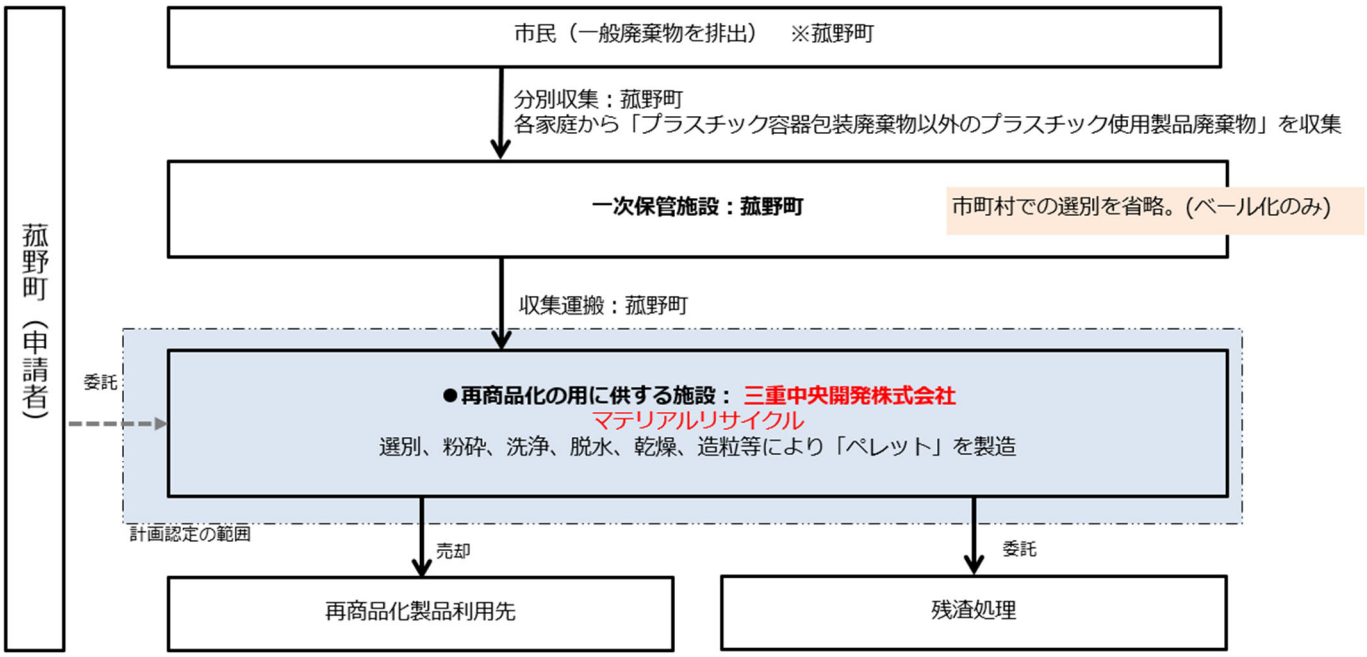

（2）大阪府堺市

再商品化計画の概要

- 認定を受けた者：大阪府堺市
- 再商品化計画の期間：令和6年4月1日～令和7年3月 31 日
- 再商品化の実施方法（再商品化製品）：マテリアルリサイクル（ペレット化等）
- 分別収集物の処分を行う者の名称：三重中央開発株式会社又は DINS 関西株式会社
- 分別収集物を収集しようとする区域：堺市内全域

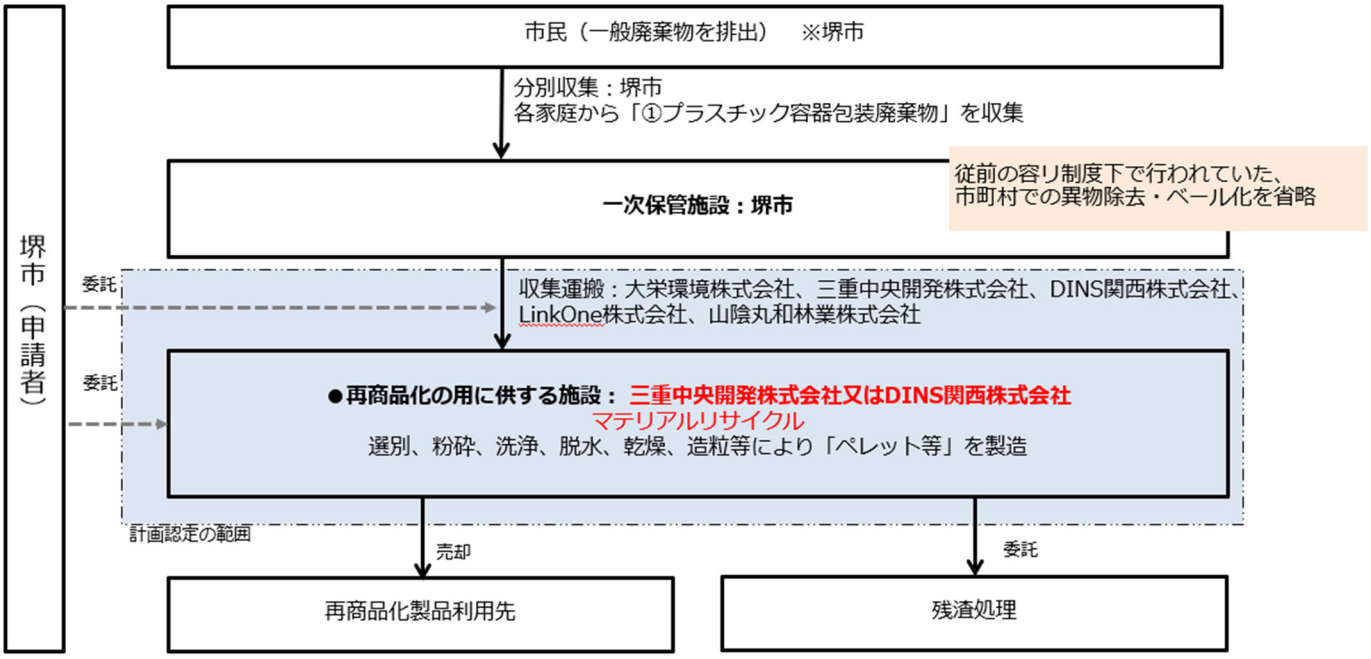

3. 本認定によって期待される効果

- 選別、圧縮等の中間処理工程について、市区町村/再商品化実施者一体で合理化
- 合理化による再商品化プロセス全体でのコスト低減

（参考）プラスチック資源循環促進法における市区町村の分別収集・再商品化の位置づけ

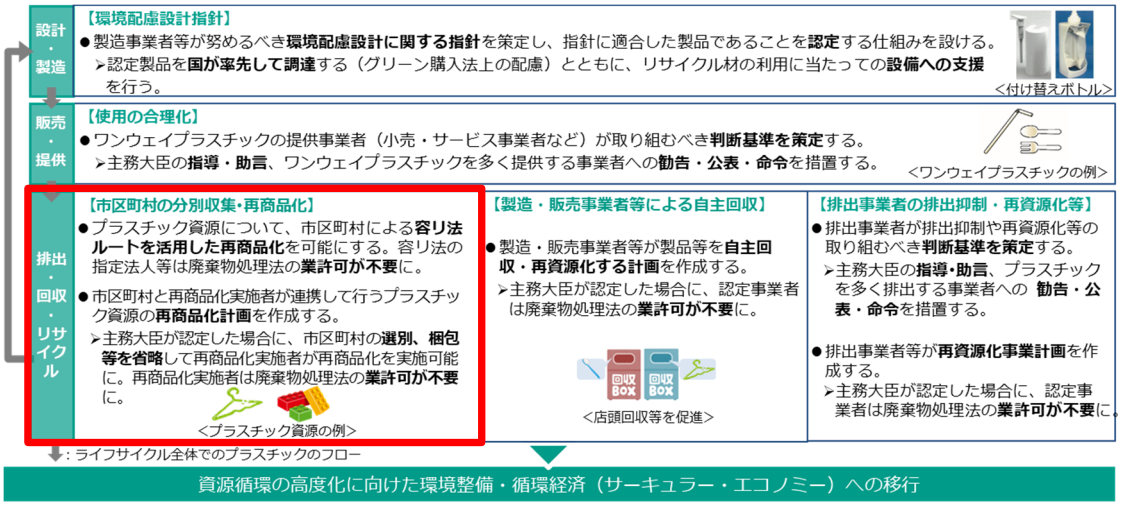

（本資料のお問合せ先）
産業技術環境局資源循環経済課長　田中
担当者：　吉川、細川
電話：03-3501-1511(内線　3561)、03-3501-4978（直通）